

## 当健康保険組合における被扶養者の一時的な収入増の取扱いについて

### 事業主の証明による被扶養者認定の円滑化について

健康保険の被扶養者認定に当たっては、認定対象者の年間収入130万円未満<sup>1</sup>であることが要件となりますが、年金の壁への当面の対応策とし、被扶養者がパート・アルバイトなど雇用関係にある勤務先から給与収入を得ている場合、一時的にその基準を超過しても被扶養者を雇う事業主の証明により引き続き被扶養者の認定を受けることができる取扱いが導入されました。「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化Q & A」及び以下を参考に届出ほか対応をお願いいたします。

- 1 60歳以上の者または概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者については、180万円未満となります

### 1 対象者について

現在被扶養者の方、または新たに被扶養者としての認定を受けようとしているパート・アルバイトなど雇用関係にある勤務先から給与収入を得ている方。

#### 対象から外れる方

特定の事業主と雇用関係にない方（フリーランスや自営業等）

雇用契約書等を踏まえ、年間収入の見込が恒常的に130万円以上となることが明らかであるような方

### 2 事業主の証明の提出について

新たに被扶養者認定を受ける場合、または「被扶養者資格確認」など収入確認を行う際、被保険者が勤務している事業所を通じて通常提出する書類と併せてご提出ください。

#### 提出書類

被扶養者を雇う事業主から「一時的な収入変動である旨の事業主の証明」及び「雇用契約書」を取得しご提出ください。

#### 留意事項

扶養認定は全ての提出書類を確認の上、総合的に判断いたしますので「事業主の証明」及び「雇用契約書」をもって必ず認定されることとはなりません。

今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）では、申請により引き続き認定された方は、連続2回（2年間）までを上限とし、申請の翌年「事業主証明等」の確認を実施いたします。

事業主の証明書（様式）は別添様式を参照してください。